第1章 守山市地域農業振興計画の改訂にあたって

1 計画改訂の趣旨

近年の農業は、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、食生活の変化等による米消費の減少、農業の構造改革の進展に伴う大規模経営体と小規模農家の二極化、頻発する自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症*の拡大など様々な課題に直面するなど、新たな農業施策を講じる必要があります。

国では、新たな「食料・農業・農村基本計画*」が、令和2年3月31日に閣議決定されました。この基本計画は、我が国の食料・農業・農村が次世代へと継承され、国民生活の安定や国際社会に貢献していくための、今後10年間の農政の指針となるもので、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するための各施策が講じられています。

滋賀県においては、本県農業・水産業の基本的な施策の方向を示す、次期「滋賀県農業・水産業基本計画*」の策定を進められており、10年後(2030年)の目指す姿を実現するために実践する計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とされています。さらには、滋賀の農業の健全な発展に資することを目的に農業の生産面に焦点を当てた「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」の制定(令和3年4月施行予定)を進められているところです。

こうした状況の中、本市農業の基本的な計画であります「守山市地域農業振興計画 (マスタープラン)」(以下、「マスタープラン」という。)が、令和2年度に目標年度 を迎えることから、第5次守山市総合計画*(後期基本計画)のもと、都市計画マスタープラン*との整合を図り、5年後(令和7年度)を目標として、本市農業の目指すべき 姿を設定し、地域農業の活性化を図るためマスタープランを改訂するものです。

2 計画の位置付け

第5次守山市総合計画(後期基本計画)を上位計画とする本市農業の基本計画とし、本市の農業振興の指針となるだけでなく、市、JA、農家(生産者)、消費者等の各主体がそれぞれの役割に応じて、主体的に取組みを進めるうえで共通の指針と位置づけるものです。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 基本理念

「わ」でつなぐ 守山市の「食と農」

~守山市の農産物と活力ある農業を次の世代につなぐために~

「わ」とは…第5次守山市総合計画が目指す、将来の都市像"「わ」で輝かせようふるさと守山"の「わ」で、「輪」=人と人とのつながりを大切にし、「和」=互いに協力し、「話」=コミュニケーション・情報共有を図りながら、「環」=循環型社会を基盤とする「市民が主役のまちづくり」等を推進するものです。

マスタープランにおいても「わ」の視点を持ち、人のつながりを大切に、本市の農産物と活力ある農業を次の世代につなげるために計画を策定し、各施策に取り組みます。